

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構  
定款

# 特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区平井五丁目17番1号プラウドタワー平井720に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、関連団体と連携・協力し、動物愛護、動物介在福祉、地域経済の活性化、防災、環境保全の啓発、普及、情報提供に関する事業等を行うことで、人と動物との共生と誰もが安心安全に暮らせるまちづくりの推進及び地域福祉の増進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに保護、譲渡等の支援に関する事業
- (2) 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業
- (3) 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の企画、開催に関する事業
- (4) 防災啓発・訓練に関する事業
- (5) 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合においては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 事務局

#### (事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|     |        |
|-----|--------|
| 理事長 | 松尾 邑仁  |
| 理 事 | 出塚 聖士  |
| 理 事 | 八重幡 百花 |
| 監 事 | 山本 大生  |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年4月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| (1) 入会金 | 正会員（個人）  | 0円 |
|         | 正会員（団体）  | 0円 |
|         | 賛助会員（個人） | 0円 |
|         | 賛助会員（団体） | 0円 |
| (2) 年会費 | 正会員（個人）  | 0円 |
|         | 正会員（団体）  | 0円 |
|         | 賛助会員（個人） | 0円 |
|         | 賛助会員（団体） | 0円 |

## 役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

|    | 役名<br>(どちらかに○) | (フリガナ)   | 報酬の有無<br>(どちらかに○) | 役職名等 |
|----|----------------|----------|-------------------|------|
|    |                | 氏名       |                   |      |
| 1  | ○理事・監事         | マツオ ユウト  | 有・○無              | 理事長  |
|    |                | 松尾 邑仁    |                   |      |
| 2  | ○理事・監事         | デツカ サトシ  | 有・○無              |      |
|    |                | 出塚 聖士    |                   |      |
| 3  | ○理事・監事         | ヤエハタ モモカ | 有・○無              |      |
|    |                | 八重幡 百花   |                   |      |
| 4  | 理事 ○監事         | ヤマモト タイキ | 有・○無              |      |
|    |                | 山本 大生    |                   |      |
| 5  | 理事・監事          |          | 有・無               |      |
| 6  | 理事・監事          |          | 有・無               |      |
| 7  | 理事・監事          |          | 有・無               |      |
| 8  | 理事・監事          |          | 有・無               |      |
| 9  | 理事・監事          |          | 有・無               |      |
| 10 | 理事・監事          |          | 有・無               |      |

## 令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構

## 1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続き及び広報活動を積極的に行い、関連団体と連携・協力し、動物愛護、動物介在福祉、地域経済の活性化、防災、環境保全の啓発、普及、人材育成、情報提供に関する事業等を行うことで、人と動物との共生と誰もが安心安全に暮らせるまちづくりの推進及び地域福祉の増進を図り、もって公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【601】千円)

| 定款に記載された事業名                                   | 事業内容   | 日時        | 場所              | 従事者人数 | 受益対象者範囲                     | 受益対象者人数         | 事業費(千円) |
|---|--|-----------|-----------------|-------|-----------------------------|-----------------|---------|
| 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに保護、譲渡等の支援に関する事業 | 不適切飼育防止・飼い主のマナーなどの啓発活動として、動物イベントの開催場所や動物同伴可能な公共の場でのちらし配布を実施。                             | 年2<br>～3回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市 | 3人    | 動物共生に関心のある方々                | 100人<br>～200人/回 | 182     |
|   | 動物との共生及び公共マナー、犬のしつけ、ペット防災、子ども向け犬との接し方などのセミナーやワークショップの企画、資格を持つ当法人の役員が講師を務め、または外部講師を招き、開催。 | 年5<br>～6回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市 | 3人    | 主に犬を飼ってる方、これから飼うことも検討している方々 | 20～30人/回        |         |
|   | ホームページ、SNS等による動物愛護(主に犬)に関連する情報発信。相談窓口を設置し、メール等により受付。                                     | 通年        | 法人事務所           | 1人    | 動物共生に関心のある方々                | 不特定多数           |         |
|   | 既存の動物保護団体やとの連携、譲渡会開催の宣伝活動や会場提供などの後方支援を実施。  | 月1回       | 東京都足立区、埼玉県さいたま市 | 3人    | 動物保護団体、譲渡希望者                | 20～30人/回        |         |

|   |  |           |                         |    |         |             |     |
|---|--|-----------|-------------------------|----|---------|-------------|-----|
| 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業                  | 高齢者・障害者の動物とのふれあいによる福祉の向上を目的として、ホームページやSNS等で宣伝、啓発活動を実施。   | 年4<br>～5回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市         | 3人 | 高齢者や障害者 | 10～20人／回    | 66  |
| 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の企画、開催に関する事業 | 地域の中小企業やクリエイターとの連携によるワークショップなどのイベントを開催。無料または低額な参加費にて開催の企画。<br>犬を連れた方も参加可能として幅広い方々へちらしやSNS等で宣伝。<br>飲食店、雑貨店、クラブ作家等へ地域経済活性化イベントの企画を提案し、地域全体のプロモーションを企画。 | 年2<br>～3回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市その他周辺の公園 | 3人 | 一般市民    | 200人～300人／回 | 222 |
| 防災啓発・訓練に関する事業                           | 災害時の動物同行避難についての啓発も含めた防災訓練、避難時の行動シミュレーション、ワークショップを開催。<br>チラシ配布によりペット同行避難ガイドライン普及。   | 年2～3回     | 東京都足立区、埼玉県さいたま市その他周辺の公園 | 3人 | 一般市民    | 100人～200人／回 | 78  |
| 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業                  | 公共空間の環境維持を目的とした地域住民参加型の清掃活動を実施。  | 年4<br>～5回 | 東京都、埼玉県内の公園・河川敷など       | 3人 | 一般市民    | 不特定多数       | 53  |

## 令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構

## 1 事業実施の方針

令和9年度は、広報活動を引き続き積極的に行い、関連団体と連携・協力し、動物愛護、動物介在福祉、地域経済の活性化、防災、環境保全の啓発、普及、人材育成、情報提供に関する事業等を行うことで、人と動物との共生と誰もが安心安全に暮らせるまちづくりの推進及び地域福祉の増進を図り、もって公益に寄与するため、下記事業を推進する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【568】千円 )

| 定款に記載された事業名                                   | 事業内容   | 日時        | 場所              | 従事者人数 | 受益対象者範囲                     | 受益対象者人数         | 事業費(千円) |
|---|--|-----------|-----------------|-------|-----------------------------|-----------------|---------|
| 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに保護、譲渡等の支援に関する事業 | 不適切飼育防止・飼い主のマナーなどの啓発活動として、動物イベントの開催場所や動物同伴可能な公共の場でのちらし配布を実施。                             | 年2<br>～3回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市 | 3人    | 動物共生に関心のある方々                | 100人<br>～200人/回 | 176     |
|   | 動物との共生及び公共マナー、犬のしつけ、ペット防災、子ども向け犬との接し方などのセミナーやワークショップの企画、資格を持つ当法人の役員が講師を務め、または外部講師を招き、開催。 | 年5<br>～6回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市 | 3人    | 主に犬を飼ってる方、これから飼うことも検討している方々 | 20～30人/回        |         |
|   | ホームページ、SNS等による動物愛護(主に犬)に関連する情報発信。相談窓口を設置し、メール等により受付。                                     | 通年        | 法人事務所           | 1人    | 動物共生に関心のある方々                | 不特定多数           |         |
|   | 既存の動物保護団体やとの連携、譲渡会開催の宣伝活動や会場提供などの後方支援を実施。  | 月1回       | 東京都足立区、埼玉県さいたま市 | 3人    | 動物保護団体、譲渡希望者                | 20～30人/回        |         |

|   |  |           |                         |    |         |                 |     |
|---|--|-----------|-------------------------|----|---------|-----------------|-----|
| 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業                  | 高齢者・障害者の動物とのふれあいによる福祉の向上を目的として、ホームページやSNS等で宣伝、啓発活動を実施。高齢者施設などからの依頼があれば、相談支援、セミナーやワークショップ開催のための講師を派遣等の支援を実施。                                    | 年4<br>～5回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市         | 3人 | 高齢者や障害者 | 10～20人<br>/回    | 24  |
| 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の企画、開催に関する事業 | 地域の中小企業やクリエイターとの連携によるワークショップなどのイベントを開催。無料または低額な参加費にて開催の企画。犬を連れての方も参加可能として幅広い方々へちらしやSNS等で宣伝。飲食店、雑貨店、クラフト作家等へ地域経済活性化イベントの企画を提案し、地域全体のプロモーションを企画。 | 年2<br>～3回 | 東京都足立区、埼玉県さいたま市その他周辺の公園 | 3人 | 一般市民    | 200人～300人<br>/回 | 222 |
| 防災啓発・訓練に関する事業                           | 災害時の動物同行避難についての啓発も含めた防災訓練、避難時の行動シミュレーション、ワークショップを開催。チラシ配布によりペット同行避難ガイドライン普及。   | 年2～3回     | 東京都足立区、埼玉県さいたま市その他周辺の公園 | 3人 | 一般市民    | 100人～200人<br>/回 | 98  |
| 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業                  | 公共空間の環境維持を目的とした地域住民参加型の清掃活動を実施。  | 年5～6回     | 東京都、埼玉県内の公園・河川敷など       | 3人 | 一般市民    | 不特定多数           | 48  |

## 令和8年度 活動予算書

成立の日から令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構  
(単位：円)

| 科目  | 金額      |         |
|---|---------|---------|
| <b>I 経常収益</b>                                       |         |         |
| 1. 受取会費   |         |         |
| 正会員受取会費   | 0       |         |
| 賛助会員受取会費  | 0       | 0       |
| 2. 事業収益   |         |         |
| 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに<br>保護、譲渡等の支援に関する事業収益 | 60,000  |         |
| 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業収益                            | 0       |         |
| 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の<br>企画、開催に関する事業収益       | 240,000 |         |
| 防災啓発・訓練に関する事業収益                                     | 0       |         |
| 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業収益                            | 0       | 300,000 |
| 3. 受取寄附金  |         |         |
| 受取寄附金   | 440,000 | 440,000 |
| 経常収益計   |         | 740,000 |
| <b>II 経常費用</b>                                      |         |         |
| 1. 事業費  |         |         |
| (1) 人件費   |         |         |
| 給料手当  | 0       |         |
| 人件費計  | 0       |         |
| (2) その他経費   |         |         |
| 会議費   | 42,000  |         |
| 謝金  | 0       |         |
| 旅費交通費   | 41,000  |         |
| 通信運搬費   | 26,000  |         |
| 広告宣伝費   | 172,000 |         |
| 地代家賃  | 0       |         |
| 水道光熱費   | 0       |         |
| 支払手数料   | 60,000  |         |
| 消耗品費  | 260,000 |         |
| その他経費計  | 601,000 |         |
| 事業費計  |         | 601,000 |
| 2. 管理費  |         |         |
| (1) 人件費   |         |         |
| 役員報酬  | 0       |         |
| 給料手当  | 0       |         |
| 人件費計  | 0       |         |
| (2) その他経費   |         |         |
| 会議費   | 2,000   |         |
| 旅費交通費   | 22,000  |         |
| 通信運搬費   | 11,000  |         |
| 地代家賃  | 0       |         |
| 水道光熱費   | 0       |         |
| 支払手数料   | 5,000   |         |
| 消耗品費  | 25,000  |         |
| その他経費計  | 65,000  |         |
| 管理費計  |         | 65,000  |
| 経常費用計   |         | 666,000 |
| 税引前当期正味財産増減額  |         | 74,000  |
| 法人税、住民税及び事業税  |         | 70,000  |
| 当期正味財産増減額   |         | 4,000   |
| 設立時正味財産額  |         | 0       |
| 次期繰越正味財産額   |         | 4,000   |

## 令和8年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構

1. 重要な会計方針  
 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

| 科目        | 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに保護、譲渡等の支援に関する事業 | 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業 | 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の企画、開催に関する事業 | 防災啓発・訓練に関する事業 | 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業 | 事業費計     | 管理部門    | 合計      |
|-----------|---|------------------------|---|---------------|------------------------|----------|---------|---------|
| I 経常収益    |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| 1. 受取会費   | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 2. 事業収益   | 60,000  | 0                      | 240,000                                 | 0             | 0                      | 300,000  | 0       | 300,000 |
| 3. 受取寄附金  | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 440,000 | 440,000 |
| 経常収益計     | 60,000  | 0                      | 240,000                                 | 0             | 0                      | 300,000  | 440,000 | 740,000 |
| II 経常費用   |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| (1) 人件費   |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| 役員報酬      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 給料手当      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 人件費計      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| (2) その他経費 |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| 会議費       | 20,000  | 0                      | 6,000                                   | 6,000         | 10,000                 | 42,000   | 2,000   | 44,000  |
| 謝金        | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 旅費交通費     | 5,000   | 0                      | 30,000                                  | 6,000         | 0                      | 41,000   | 22,000  | 63,000  |
| 通信運搬費     | 10,000  | 10,000                 | 3,000                                   | 3,000         | 0                      | 26,000   | 11,000  | 37,000  |
| 広告宣伝費     | 83,000  | 56,000                 | 9,000                                   | 9,000         | 15,000                 | 172,000  | 0       | 172,000 |
| 地代家賃      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 水道光熱費     | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 支払手数料     | 12,000  | 0                      | 24,000                                  | 24,000        | 0                      | 60,000   | 5,000   | 65,000  |
| 消耗品費      | 52,000  | 0                      | 150,000                                 | 30,000        | 28,000                 | 260,000  | 25,000  | 285,000 |
| その他経費計    | 182,000                                       | 66,000                 | 222,000                                 | 78,000        | 53,000                 | 601,000  | 65,000  | 666,000 |
| 経常費用計     | 182,000                                       | 66,000                 | 222,000                                 | 78,000        | 53,000                 | 601,000  | 65,000  | 666,000 |
| 当期経常増減額   | -122,000                                      | -66,000                | 18,000                                  | -78,000       | -53,000                | -301,000 | 375,000 | 74,000  |

## 令和9年度 活動予算書

令和9年5月1日から令和10年4月30日まで

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構  
(単位:円)

| 科目  | 金額      |         |
|---|---------|---------|
| <b>I 経常収益</b>                                       |         |         |
| 1. 受取会費   |         |         |
| 正会員受取会費   | 0       |         |
| 賛助会員受取会費  | 0       | 0       |
| 2. 事業収益   |         |         |
| 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに<br>保護、譲渡等の支援に関する事業収益 | 120,000 |         |
| 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業収益                            | 0       |         |
| 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の<br>企画、開催に関する事業収益       | 240,000 |         |
| 防災啓発・訓練に関する事業収益                                     | 0       |         |
| 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業収益                            | 0       | 360,000 |
| 3. 受取寄附金  |         |         |
| 受取寄附金   | 330,000 | 330,000 |
| 経常収益計   |         | 690,000 |
| <b>II 経常費用</b>                                      |         |         |
| 1. 事業費  |         |         |
| (1) 人件費   |         |         |
| 給料手当  | 0       |         |
| 人件費計  | 0       |         |
| (2) その他経費   |         |         |
| 会議費   | 48,000  |         |
| 謝金  | 60,000  |         |
| 旅費交通費   | 45,000  |         |
| 通信運搬費   | 30,000  |         |
| 広告宣伝費   | 81,000  |         |
| 地代家賃  | 0       |         |
| 水道光熱費   | 0       |         |
| 支払手数料   | 52,000  |         |
| 消耗品費  | 252,000 |         |
| その他経費計  | 568,000 |         |
| 事業費計  |         | 568,000 |
| 2. 管理費  |         |         |
| (1) 人件費   |         |         |
| 役員報酬  | 0       |         |
| 給料手当  | 0       |         |
| 人件費計  | 0       |         |
| (2) その他経費   |         |         |
| 会議費   | 2,000   |         |
| 旅費交通費   | 24,000  |         |
| 通信運搬費   | 12,000  |         |
| 地代家賃  | 0       |         |
| 水道光熱費   | 0       |         |
| 支払手数料   | 5,000   |         |
| 消耗品費  | 2,000   |         |
| その他経費計  | 45,000  |         |
| 管理費計  |         | 45,000  |
| 経常費用計   |         | 613,000 |
| 税引前当期正味財産増減額  |         | 77,000  |
| 法人税、住民税及び事業税  |         | 70,000  |
| 当期正味財産増減額   |         | 7,000   |
| 前期繰越正味財産額   |         | 4,000   |
| 次期繰越正味財産額   |         | 11,000  |

## 令和9年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構

1. 重要な会計方針  
 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

| 科目        | 動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに保護、譲渡等の支援に関する事業 | 動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業 | 地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の企画、開催に関する事業 | 防災啓発・訓練に関する事業 | 主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業 | 事業費計     | 管理部門    | 合計      |
|-----------|---|------------------------|---|---------------|------------------------|----------|---------|---------|
| I 経常収益    |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| 1. 受取会費   | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 2. 事業収益   | 120,000                                       | 0                      | 240,000                                 | 0             | 0                      | 360,000  | 0       | 360,000 |
| 3. 受取寄附金  | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 330,000 | 330,000 |
| 経常収益計     | 120,000                                       | 0                      | 240,000                                 | 0             | 0                      | 360,000  | 330,000 | 690,000 |
| II 経常費用   |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| (1) 人件費   |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| 役員報酬      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 給料手当      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 人件費計      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| (2) その他経費 |   |                        |   |               |                        |          |         |         |
| 会議費       | 24,000  | 0                      | 6,000                                   | 6,000         | 12,000                 | 48,000   | 2,000   | 50,000  |
| 謝金        | 40,000  | 0                      | 0                                       | 20,000        | 0                      | 60,000   | 0       | 60,000  |
| 旅費交通費     | 6,000   | 3,000                  | 30,000                                  | 6,000         | 0                      | 45,000   | 24,000  | 69,000  |
| 通信運搬費     | 12,000  | 12,000                 | 3,000                                   | 3,000         | 0                      | 30,000   | 12,000  | 42,000  |
| 広告宣伝費     | 36,000  | 9,000                  | 9,000                                   | 9,000         | 18,000                 | 81,000   | 0       | 81,000  |
| 地代家賃      | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 水道光熱費     | 0   | 0                      | 0                                       | 0             | 0                      | 0        | 0       | 0       |
| 支払手数料     | 4,000   | 0                      | 24,000                                  | 24,000        | 0                      | 52,000   | 5,000   | 57,000  |
| 消耗品費      | 54,000  | 0                      | 150,000                                 | 30,000        | 18,000                 | 252,000  | 2,000   | 254,000 |
| その他経費計    | 176,000                                       | 24,000                 | 222,000                                 | 98,000        | 48,000                 | 568,000  | 45,000  | 613,000 |
| 経常費用計     | 176,000                                       | 24,000                 | 222,000                                 | 98,000        | 48,000                 | 568,000  | 45,000  | 613,000 |
| 当期経常増減額   | -56,000                                       | -24,000                | 18,000                                  | -98,000       | -48,000                | -208,000 | 285,000 | 77,000  |

## 特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構 設立趣旨書

## 1 設立の趣旨

ペットとの共生社会において、今やペットはただの“愛玩動物”ではなく、“家族の一員”として大切な存在となっています。しかしその共生社会の現状、特に犬に関しては、殺処分数の減少など進展が見られる一方で、飼い主の知識不足やマナー違反、サポート体制の不足といった課題が残されています。

これまでペットの課題は、「個人の問題」として扱われがちでしたが、災害対応や高齢化、環境配慮の観点からも、いまや行政や企業に関わるべき社会全体の問題として捉えるべきと考えます。

そこで私たちは、動物の愛護、共生、適正飼養などの普及、啓発及び情報提供並びに保護、譲渡等の支援に関する事業として、不適切飼育防止・飼い主のマナーなどの啓発、しつけセミナー、相談支援、動物保護団体との連携、後方支援等を行います。また、癒しやコミュニケーション促進の効果が科学的にも示され広がりを見せている動物介在福祉の普及、啓発及び支援に関する事業として、ホームページやSNS等で宣伝、啓発活動を行い、興味のある施設や個人からの相談があれば、随時アドバイスや講師派遣など支援して参ります。[REDACTED]は、日本警察犬協会公認訓練士、JAWS認定ドッグトレーナーなどの資格を有しており、長年、犬のしつけ業界に携わっていたことから、これまでの経験を活かし、より良い動物共生社会の実現を目指します。

一方で、私たちの身近な地域社会では、少子高齢化、人口減少、デジタル化による希薄化などが原因でコミュニティ不足となり、担い手不足、活動の縮小、防災・防犯機能の低下、孤立化、文化の衰退といった深刻な課題を引き起こしています。

そこで、地域経済の活性化を目的としたイベント、ワークショップ等の企画、開催に関する事業として、ペット関連のイベントをはじめ、それとは関係ないことも含め幅広く地域の自治会や企業と連携しながら企画し、誰もが楽しめるイベントやワークショップを開催し、地域活性を目指して参ります。それと同時に、地域力を高めるために、防災啓発・訓練に関する事業と行い、災害時の動物同行避難、高齢者や障害者の避難についての啓発、避難時の行動シミュレーション、防災ワークショップなどを計画しております。

さらに、主に公共空間の環境維持、美化活動に関する事業として、地域住民の方々と清掃活動を実施し、より一層、地域に貢献して参ります。

開設にあたっては、企業、自治会、行政との連携を検討していることもあり契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人日本動物共生社会推進機構を設立することにしました。

この法人は、広く一般市民に対して、関連団体と連携・協力し、動物愛護、動物介在福祉、地域経済の活性化、防災、環境保全の啓発、普及、人材育成、情報提供に関する事業等を行うことで、人と動物との共生と誰もが安心安全に暮らせるまちづくりの推進及び地域福祉の増進を図り、もって公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

